

# 消防活動用空地に関する指導要綱

(昭和59年10月31日)

最近改定 令和 4年 1月 1日

(趣旨)

**第1条** この要綱は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1に定める防火対象物で地上4階以上又は12メートル以上の高さの建築物(以下「建築物」という。)及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第32条各項の規定による開発協議において建築が予定される建築物の消防活動用空地(以下「空地」という。)並びに当該空地に至る進入路の指導について必要な事項を定めるものとする。

(空地)

**第2条** 火災等の災害に際し、梯子車その他の消防車両が進入して建築物に接近し、活動を容易に行うため、空地を設けるものとする。

(空地の基準)

**第3条** 建築が予定される建築物は、開発区域外の既存の道路又は開発区域内の道路から8メートル以内に建築物の水平面の長辺が面するように建築するものとする。ただし、いずれの道路も幅員は6メートル以上とし、建築物の各部分と道路境界線との距離は2メートル以上とする。

2 既存の道路の幅員が6メートル未満である場合は、建築物が建築される土地のうち既存の道路に接する部分に、既存の道路を含め幅員が6メートル以上の空地を確保するものとする。ただし、道路と空地との境界に段差を有しないものとし、地盤の構造については次条第5号から第7号までの規定を適用する。

**第4条** 開発区域外の既存の道路又は開発区域内の道路と建築物との間隔が8メートルを超える場合は、次の要件により空地を確保するものとする。

- (1) 建築物の水平面の長辺に面し、幅員は6メートル以上、長さは12メートル以上とすること。ただし、建築物の長さが12メートルを超える場合は、空地の長さは当該建築物の長さ以上とすること。
- (2) 建築物の各部分と空地境界線との距離は、2メートル以上8メートル以下とすること。
- (3) 開口部がある自力避難の困難な側に設けること。
- (4) 通り抜けができること。ただし、空地の最奥部と道路との距離が3.5メートル以下である場合又は空地の奥側で梯子車が転回する場所を設けた場合は、この限りでない。
- (5) 総重量20トン以上の梯子車の通行等に耐える地盤支持力を有すること。

(6) 平坦で傾斜がないものとする。ただし、開発の諸条件により傾斜となる場合にあつては、勾配を一方向において8.7パーセント(5°)以下とすること。

(7) アスファルト、コンクリート、耐圧レンガ、耐圧コンクリートブロック等で舗装すること。ただし、2以上の異なる材質で舗装する場合は、水平に連続していること。

(空地における障害物等)

**第5条** 開発区域外の既存の道路又は開発区域内の道路で建築物に近接している部分並びに空地の周辺及びその上空には、梯子車の伸長、旋回に支障となる樹木、架空電線、工作物等を設けないこと。

(車両進入通路)

**第6条** 開発区域外の既存の道路又は開発区域内の道路から空地までの間の消防車両進入通路の構造は、次によること。

(1) 幅員は5メートル以上とすること。

(2) 地盤支持力及び地盤の構造については、第4条第5号、第7号の規定によること。

(3) 平坦で傾斜がないものとする。ただし、傾斜となる場合にあつては、勾配を一方向において17.6%(10°)以下とすること。(梯子車の進入に支障のない角度)。

(4) 地上から4メートル以内の高さに、梯子車の通行に支障となる工作物、架空電線等を設けないこと。

(5) 屈折部の構造は、次によること。

ア 2つの通路が直角に交差する場合の角切は、別図中の式により算出した値以上とすること。

イ 2つの通路が鋭角に交差する場合の角切は、当該通路が直角に交差するとみなし、別図中の式により算出した数値に、次の各号に掲げる角度の区分に応じて、当該各号に掲げる数値を乗じた値とする。

(ア) 2つの通路が交差する角度が80度 2

(イ) 2つの通路が交差する角度が75度 2.5

(ウ) 2つの通路が交差する角度が60度 4

(2方向避難路)

**第7条** 2方向避難路が確保される構造の建築物である場合は、第3条、第4条及び前条の規定を適用しないことができる。ただし、開発区域の諸条件により空地が確保できない場合に限る。

(その他の消防車両)

**第8条** 梯子車を除く消防車両が活動するための空地は、消防本部と協議の上、当該車両に応じて設けるものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別図（第6条関係）

